（令第二条第四号の厚生労働省令で定める事務）

第六条　令第二条第四号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　第十七条第一項の規定による資格確認書の再交付の申請書の提出の受付及び同条第三項の規定により再交付される資格確認書の引渡し

（削る）

（削る）

二　第十七条第四項の規定による資格確認書の返還の受付

三　第十八条第二項の規定による資格確認書の提出の受付及び同条第一項の規定による検認又は更新を受けた資格確認書の引渡し

（削る）

四　第二十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の引渡し

五　第二十一条第一項の規定による再通知の申請書の提出の受付及び同条第二項の規定による再通知書の引渡し

六　（略）

七　第五十四条の二第一項の規定による資格確認書の返還の受付及び同条第四項の規定による資格確認書の引渡し

八　第五十四条の四の規定による届書の提出の受付

九　第五十四条の五の規定による届書の提出の受付

（令第二条第五号の厚生労働省令で定める事務）

第七条　令第二条第五号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　第五十四条第一項の規定による申請書の提出の受付及び第五十四条の三に規定する通知書の引渡し

八　（略）

九　第六十二条第一項の規定による申請書の提出の受付及び当該申請に係る特定疾病療養受療証等（同条第四項に規定する特定疾病療養受療証等をいう。次号において同じ。）の引渡し

十　第六十二条第五項の規定による特定疾病療養受療証等の返還の受付

十一　第六十二条第八項において準用する第十七条第一項の規定による特定疾病療養受療証（第六十二条第四項に規定する特定疾病療養受療証をいう。以下この号から第十三号までにおいて同じ。）の再交付の申請書の提出及び第十七条第一項の規定による資格確認書（第六十二条第四項に規定する資格確認書をいう。以下この号から第十三号までにおいて同じ。）の再交付の申請書の提出の受付並びに第六十二条第八項において準用する第十七条第三項の規定により再交付される特定疾病療養受療証及び同項の規定により再交付される資格確認書の引渡し

十二　第六十二条第八項において準用する第十七条第四項の規定による特定疾病療養受療証の返還及び同項の規定による資格確認書の返還の受付

十三　第六十二条第八項において準用する第十八条第二項の規定による特定疾病療養受療証の提出及び同項の規定による資格確認書の提出の受付並びに第六十二条第八項において準用する第十八条第一項の規定による検認又は更新を受けた特定疾病療養受療証及び同項の規定による検認又は更新を受けた資格確認書の引渡し

（令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務）

第六条　令第二条第六号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　第十六条の規定による届書の提出の受付

一の二　第十七条の二の規定による届書の提出の受付

二　第十八条の規定による被保険者資格証明書の返還の受付

三　第十九条第三項の規定による被保険者証の返還の受付

四　第二十条第三項の規定による被保険者証の提出の受付及び同条第一項の規定による検認又は更新を受けた被保険者証の引渡し

五　第二十一条において準用する第十九条第一項の規定による被保険者資格証明書の再交付の申請書の提出の受付

六　第二十一条において準用する第十九条第三項の規定による被保険者資格証明書の返還の受付

七　第二十一条において準用する第二十条第三項の規定による被保険者資格証明書の提出の受付及び第二十一条において準用する第二十条第一項の規定による検認又は更新を受けた被保険者資格証明書の引渡し

八　（略）

（新設）

（新設）

（令第二条第七号の厚生労働省令で定める事務）

第七条　令第二条第七号の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　第五十四条第一項の規定による申請書の提出の受付

八　（略）

九　第六十二条第一項の規定による申請書の提出の受付及び当該申請に係る同条第四項に規定する特定疾病療養受療証の引渡し

十　第六十二条第五項の規定による特定疾病療養受療証の返還の受付

十一　第六十二条第八項において準用する第十九条第一項の規定による特定疾病療養受療証の再交付の申請書の提出の受付

十二　第六十二条第八項において準用する第十九条第三項の規定による特定疾病療養受療証の返還の受付

十三　第六十二条第八項において準用する第二十条第三項の規定による特定疾病療養受療証の提出の受付及び第六十二条第八項において準用する第二十条第一項の規定による検認又は更新を受けた特定疾病療養受療証の引渡し